

弘前市雪処理マッチングサイト等の広報に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が主体となり、互いに支えあう新たな除排雪の体制づくりとして、マッチングサイト等を介した個人間による有償の雪処理サービスの普及を図るため、仲介役を担う雪処理マッチングサイト等とその運営企業等を弘前市ホームページ（以下「市ホームページ」という）に掲載し、広報することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マッチングサイト等 一般除雪による寄せ雪処理作業を含む各作業について、個人間のやり取りを仲介するインターネット上のブラウザ(W e b サイト)やアプリケーションソフトをいう。
- (2) 企業等 一般除雪による寄せ雪処理作業などについて、個人と個人を仲介するマッチングサイト等を運営する企業、個人事業主、団体等をいう。
- (3) リンク 市ホームページから企業等のホームページへ繋げることをいう。

(リンク先の掲載内容の範囲)

第3条 掲載するリンク先のマッチングサイト等が、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとし、その考え方及び具体例については別表によるものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの
- (3) その他、市の広報として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は企業等のマッチングサイト等は掲載しないものとする。

- (1) 営業等について必要な届出又は許認可等を受けていないもの
- (2) その他市の保有する財産等に掲載し、広報する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(募集方法等)

第4条 市ホームページ上への掲載を希望する企業等（以下「企業等」という。）の募集は、市ホームページにより行うものとし、募集は原則として公募とする。

(広報の方法等と掲載料)

第5条 市ホームページ上に、企業等の名称、マッチングサイト等の名称とその URL を掲載し、市のホームページとリンクする。掲載位置については市が決定するものとし、掲載料は無料とする。

(掲載の申込み)

第6条 企業等は、マッチングサイト等掲載申込書（様式1号）により持参又は郵送で申し込むものとする。

（掲載の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による掲載の申し込みがあったときは、提出された資料の内容について、この要綱に違反していないことを審査し、掲載の可否について審査するものとする。

2 掲載の可否が決定したときは、その結果を、マッチングサイト等掲載通知書（様式第2号）により、企業等に通知するものとする。

（掲載内容の変更）

第8条 企業等はマッチングサイト等の名称、企業等名称の変更及び、リンク先のホームページの内容の大幅な変更を行おうとする場合は、事前にマッチングサイト等掲載内容変更申込書（様式第3号）により変更後の内容がわかる資料等を添えて、市長に提出しなければならない。

（掲載の取り止め等）

第9条 企業等は自己の都合により市ホームページへのマッチングサイト等の掲載を取りやめる場合は、マッチングサイト等掲載取り止め申出書（様式第4号）により行うものとする。

（掲載の取消し等）

第10条 市長は、市ホームページへのマッチングサイト等の掲載が不相当であると判断したとき、企業等への催告その他何らかの手続きを要することなく、掲載の決定を取消し、又は掲載箇所の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

（損害賠償）

第11条 市長は、企業等の責に帰さない理由によりマッチングサイト等を掲載できなかったとき、又は前条の規定により広告の掲載を取り消した場合において、企業等に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

2 マッチングサイト等の掲載内容により第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担においてその賠償をするものとする。

（トラブルへの対応）

第12条 マッチングサイト等を運営する企業等は、次の各号への対策を講じるものとし、これによる利用者間のトラブルの発生については、運営者の責任において対処するものとする。

(1) サイト運営者が契約者であると誤解される表示をしていた場合

(2) 問題を知っていながら、運営者がそれを放置していた場合

(3) サイト運営者が登録されている利用者の信用力等を保証していた場合

2 市は、前項の他、それ以外のトラブルに関して一切の関与を行わないものとし、その苦情や相談への対応は、サイト運営者がその責を負うものとする。

（免責事項）

第13条 企業等は、次に掲げる事由によりマッチングサイト等の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広報の掲載停止による損害の賠償等を市に請求しないものとする。

(1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害及び落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他のコンピュータへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線等の事故、障害による停止

2 市は、申請者がマッチングサイト等の掲載に関して損害が生じた場合（サーバー又はソフトウェアの障害・不具合・誤作動、本サービス利用停止、顧客との取引等によるものを含み、その原因いかんを問わない。）について、責任を負わないものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月12日より施行する。